

令和2年 No42

○東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

大学入学選抜方法の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

大学入学選抜方法の変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年7月16日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和2年規則第21号

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部を改正する規則（平成18年規則第14号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属図書館利用規則の一部改正について

改正理由：大学入学者選抜方法の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （休館日） 第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 授業及び教育実習が行われない期間中の祝日 (3) 3月の最終土曜日及び日曜日並びに4月の第一土曜日及び日曜日 (4) <u>大学入学共通テスト実施日</u> (5) 学部一般入試試験日 (6) 大学院教育学研究科（修士課程）入試試験日 (7) その他附属図書館長（以下「館長」という。）が特に必要と認めた日 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和2年7月16日から施行する。</u>	〔省略〕 （休館日） 第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 12月29日から翌年1月3日まで (2) 授業及び教育実習が行われない期間中の祝日 (3) 3月の最終土曜日及び日曜日並びに4月の第一土曜日及び日曜日 (4) <u>大学入試センター試験日</u> (5) 学部一般入試試験日 (6) 大学院教育学研究科（修士課程）入試試験日 (7) その他附属図書館長（以下「館長」という。）が特に必要と認めた日 〔省略〕